平成２２年（フ）第２３号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前51番地１―305号、住民票上の住所徳島県板野郡北島町中村字宮北裏27番地
債務者　佐藤　秀輔
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚東37番地
債務者　横手みどり
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０３号
高知県四万十市井沢23番地23
債務者　門田　純一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１０４号
高知県四万十市井沢23番地23
債務者　門田　眞理
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９１号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町265番地カーサ・グレイス403号
債務者　中嶋　俊久
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２号
千葉県柏市高南台３丁目５番地４アネックスＵ４―102号
債務者　古市　綿子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４号
千葉県柏市新柏１丁目12番地１サンパセオ新柏Ｅ―108号
債務者　鈴木　　哲
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１００号
千葉県松戸市松戸491番地
債務者　澤村　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０２号
千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の23インシュランスビル601号
債務者　築山　秀子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８号
石川県小松市沖町イ163番地１第２スカイロードハイツ102号
債務者　山下千登勢
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１９号
広島県福山市今津町72番地１　201、旧住所広島県三原市宮浦６丁目９番27号
債務者　平川みゆき（旧姓栩木）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平97番地17　神谷マンション203号
債務者　金城　久美（旧姓外間）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６号
沖縄県那覇市辻１丁目８番地８号　奥浜アパート402、住民票上の住所沖縄県那覇市高良２丁目１番11号　１階
債務者　野原　大作
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５４号
青森市大字小館字桜刈84番地１
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
福島県白河市表郷金山字瀬戸原23番地３
債務者　湯田　正美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地８棟403号、従前の住所兵庫県三田市弥生が丘６丁目２番地５番館502号
債務者　井上　　実
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３号
神戸市垂水区塩屋町４丁目24番23号、従前の住所神戸市垂水区東垂水町809番地の332　204号
債務者　市丸　正美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部